

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は当該業務に係る平成28年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成28年2月9日

世田谷区

1 業務の概要

(1) 件名

「せたがや子育て利用券」事業運営委託

(2) 業務内容

世田谷区(以下「区」という。)では、妊娠期から子育て家庭を支える切れ目のないサポート体制の充実として、妊娠期における面接相談を行う予定である。面接相談を行った後、妊産婦が地域の中で子育て活動を行っている人や団体等とつながり、関係を深めながら、子育てができるようにするために、地域の産前・産後サービスが利用できる「(仮称)せたがや子育て利用券(以下「利用券」という。)」を妊婦に配布する事業を実施する予定である。

利用券配付日 予定 平成28年7月1日(金)開始

利用券有効期限 配付日から2年間

(3) 履行期間

平成28年4月上旬から平成31年3月31日まで

ただし、契約は単年度ごととし、各年度における予算の議決が得られることを条件とする。予算の削減、減額、履行状況に問題があった場合などは翌年度以降の契約を締結しない場合がある

2 参加資格

次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 参加表明書提出期限日現在、世田谷区の競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 都道府県民税・市民村民税に滞納がないこと

3 提案書の提案者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 実施体制

- (2) 類似業務の実績
- (3) 業務内容に対する理解度
- (4) 業務内容に対する企画提案
- (5) 見積内容の妥当性

5 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区世田谷保健所健康推進課こころと体の健康担当 担当 増淵、遠藤

住所 〒154 - 8504 世田谷区世田谷4 - 22 - 35

電話 03 - 5432 - 2446

E-mail : SEA02244@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成28年2月9日(火)～2月19日(金)午後4時まで

場所及び方法：上記(1)の担当所管課にて配布

世田谷区ホームページからダウンロード可

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

期限：平成28年2月19日(金)午後4時まで

場所：上記(1)に同じ

方法：持参に限る

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

期限：平成28年3月11日(金)午後4時まで

場所：上記(1)に同じ

方法：持参に限る

(5) 質問の受付・回答

質問締切：平成28年2月25日(木) 午後3時必着

回答：平成28年2月29日(月)

提出先：上記(1)のメールアドレスまで

6 選定方法

書類審査のみとし、ヒアリング等を行わない。

7 スケジュール

平成28年2月 9日(火)	公告開始
2月19日(金)午後4時	参加表明書提出期限
2月25日(木)午後3時	質問締切
2月29日(月)	質問回答
3月11日(金)午後4時	提案書受領期限
3月22日(火)	結果通知予定

8 その他

- (1) 提案書作成に要する費用は参加者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 提案書の提出後に2の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)と同じ
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (8) 提出された参加表明書及び提案書は返還しない。
- (9) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (10) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。
- (11) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方(受託者)との随意契約により締結する予定の有無 「有 平成29年度、平成30年度の同委託業務」
- (12) 本プロポーザルは事業者の選定を目的としており、区は提案書の内容に拘束されない。
- (13) 詳細は説明書による。